

## 差別の現実に深く学ぶ ～かかわる「同和」教育の実践を～

新高教本部「同和」教育推進委員長 新井 久美子  
(県立新井高等学校勤務)

### 1 はじめに ～自らの変わり目を～

### 2 「部落差別解消のための教育」は公教育の責務

- ・1871(明治4)年 「解放令」
- ・1922(大正11)年 「水平社宣言」
- ・1965(昭和40)年 「<sup>どうたいしんとくしん</sup>同対審答申」(同和对策審議会答申)
- ・2016(平成28)年 「部落差別解消法」(部落差別の解消の推進に関する法律)

第一条(目的) この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第五条(教育及び啓発) 国は部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(同法抜粋 傍線は新井)

※「部落差別」という言葉が公式の法律に載ったのは初めて。

※「情報化の進展」によるインターネット、SNS等をつかった新しい形の深刻な差別が大きな課題となっていることがわかる。

※「部落差別を解消するための教育」の必要性が法律で規定された。

### 3 「教職員意識調査」(2019年実施、2020年3月まとめ)からわかる私たちの実態

※「人権教育、同和教育に関する教職員意識調査」

新潟市を除く小中特支全教職員、県立学校全教職員（常勤職員） 14,742名回答

「同 新潟市調査」新潟市立幼小中高等の全教職員 3,911名回答

#### ① 部落問題が身近な人権課題だという意識の低さ

項目	新潟県調査全体	新潟市調査全体
新潟県内に今でも被差別部落があることを知っている。	81.9%	69.0%
日本で人権が尊重されていないと思う人権課題 「被差別部落出身者の人権」	62.9%	48.9%
研修を深めたい人権課題 「被差別部落出身者の人権」	48.0%	34.4%

#### ② 「同和」教育から「人権教育」へ

項目	新潟県調査全体	新潟市調査全体
部落問題だけを取り上げるのではなく、さまざまな人権課題のひとつとして部落問題を扱うように、人権教育、同和教育の内容を改善すべきだ。	39.9%	45.0%
差別はある程度解消されているのは事実なので、あとは個々の意識の問題だから個人の努力にまかせるべきで、特別に人権教育、同和教育は必要ない。	0.8%	1.0%

#### ③ 誤った認識をもつ教職員の存在

項目	新潟県調査全体	新潟市調査全体
【「寝た子を起こすな」論】 差別は減少しており、同和教育や啓発活動は差別意識を目覚めさせることにもなるのでそっとしておくことが望ましい。	189人(1.3%)	86人(2.2%)
【罪人起源説】 ・正しいか間違っているのかよくわからない。 ・そういう地域もあったかもしれない。 ・先祖が罪を犯した人たちであったという考えは説得力がある。	382人(2.6%) 343人(2.3%) 24人(0.2%)	125人(3.2%) 130人(3.3%) 13人(0.3%)
【身元調査】 ・ある程度はしかたない。 ・身元調査をするのは当然のことだと思う。	3,163人(21.5%) 156人(1.1%)	1,165人(29.8%) 59人(1.5%)
【結婚差別】自分の子供の結婚相手が被差別部落出身者であることがわかった場合 ・絶対に結婚を認めない	34人(0.2%)	6人(0.2%)



すべての教職員が、部落問題に関して自分ごととして学びを深め、  
部落問題学習、「同和」教育の実践を行う必要がある。

#### 4 新井高校差別事件で私たちが問われたこと

##### ※「新井高校差別事件」(2021)

2021年3月、当時2年次を対象に「同和」教育授業を行った。(学年集会の形。授業者は新井。)その後の A さん(当時2年生)の感想文に「部落差別は、差別する理由がよく分からないものなので、何故差別をしてしまうのか不思議に思います。大昔に先祖が犯した罪がある、反社会的な活動をしている、などの理由があるかも分からないのに。(後略)」という記述があった。A さんに話を聞いたところ、A さんは「『大昔に先祖が犯した罪がある』ということ、中学校時代に聞いたと思う。何か教材の読み物の中で、登場人物がそのような発言をしていたのではないか。」とのことだった。中学校時代から「罪人起源説」が認識されていた恐れがあるということで、差別事件として報告した。

##### 【確認会で指摘されたこと】

- ① 家庭訪問等を通じて家庭と連携してほしい。  
当該の A さんは、事実をねじ曲げて言っているのではないと思う。どこかでそういう認識をもってしまったという事実がある。インターネットを含めさまざまなところに差別意識が残っている。家庭訪問含め、親御さん、ご家族などもしっかりと情報共有して、A さんを「差別が不当であり、許さないという認識をもった生徒」に育ててほしい。
- ② 「生きるV」の活用してほしい。  
新井高校では、1年次に同和教育の副教材として「生きるV」を全員購入している。素晴らしい取り組みだと思う。全県に広めてほしい。板倉中学校では「生きるIV」を個人持ちにしておらず、生徒は学習内容を確認できなかった。是非小中学校でも検討してほしい。また、「生きるV」のさらなる活用を、県教委中心にしっかり構築してほしい。
- ③ 地域での部落とのかかわりを模索してほしい。  
上越地域でも YouTube の「部落探訪」でたくさんさらされている現実がある。生徒がいつそのような情報にふれないとも限らない。新井高校には「『同和』地区」から通学している生徒はいないようだが、出身生徒はいつでもいるという認識で『同和』教育を実践し、今後も自信をもって差別を許さないという立場に建てる生徒を育ててほしい。(教職員と)地域の部落とのかかわりを模索してほしい。
- ④ インターネット上の差別を認識し、怒りを共有してほしい。  
インターネットではひどい差別の現実がある。9/27に鳥取ループへの判決がでる。動画削除させた丹波篠山市に続こう。村上市で4か所、上越市で2か所、インターネットにさらされてしまった。鳥取ループは「最高裁までやる。ずっとさらしつづける」とうそぶいている。「部落探訪」は見るにたえない内容だが、先生方は是非1回は見てほしい。そして、いかに不当か認識して生徒に伝えてほしい。差別の現実をしっかり見て生徒や家庭の小さな SOS も見逃さず自信をもってやってほしい。教材作りもさらに努力を求めたい。

⑤ 幼保小中高の連携を

荒川高校の自死生徒は、要援護生徒として児相も含め見守りをしていたが、その連携がどこかで途絶えてしかって高校にはその情報が伝わっていなかった。義務だけでなくしっかり高校に繋いでほしい。特に幼保との連携が今は重要視されている。幼保から高校までの連絡協議会を上越地域でもたちあげてほしい。

⑥ 「教職員意識調査」に学び、教職員研修を

「罪人起源説」は、以前、小千谷西高校で教員が間違っただけの認識の授業をして部落出身生徒がそれに抗議したところから始まる。先生の間違いを指摘した生徒が孤立してしまった。ここから延々と続いている問題。これをどう止めるかが重要。その時授業をした教員は、中学校2年生の授業で習ったと言っていた。その間違っただけの思い込みをただす機会がなく、大学に進み教員になった人がいる。教職員意識調査でも認識が十分でない教職員が一定数いるという事実から学んでほしい。

5 インターネット上の差別の課題にどう立ち向かうか

(1) インターネット検索の怖さ

(2) 「全国部落調査」復刻出版事件について

(3) 生徒にインターネット上の差別の現実をふまえて、何をどう伝えるか

※別紙生徒感想文

## 6 部落問題学習 ～部落問題を正しく学ぶ～

### 「部落問題を正しく学ぶ」ことの意義

【新井高校生徒の感想文より】

私は改めて差別は絶対にしてはいけないと感じました。また今まで同和教育を何回か学習してきて、さまざまな差別に苦しんできた人の話を読み、差別は絶対にしてはいけないことだと毎回感じてきたけど、感じるだけでは差別をなくすことはできないと気づかされました。その差別がどういけないのか、どこがいけないのかというように反論できるまで知識をつけていかなければならないと思いました。今回は、結婚差別について学習しましたが、結婚は幸せなことなのに部落差別をされたことによって、幸せとは全く逆の死に至ってしまった糸魚川結婚差別事件を読んで、心が苦しくなりました。私は、このことから、差別をされて苦しんでいるときに、ひとりで苦しさをかかえることはよくないと思いました。自分が苦しんでいることを誰か一人にでも伝え、支えてくれる人の存在が必要だということがよくわかりました。私は苦しんでいる人を支えられる存在になれるように、反論できる知識をつけていきたいです。

＝正しい理解が偏見に負けない力になる

#### ① 新潟県内の被差別部落の状況は少数散在

「同和地区」から転住している方も多い。

→ どの学校にも被差別の立場の人はいると考えられる。

→ 被差別の立場の少数者は、見えにくい。 → 「いないこと」にされやすい。

#### ② 被差別部落の人々が担ってきた歴史的、社会的役割

#### ③ 差別とはどういうことか。

私たちが「あたりまえ」と思っている伝統、慣習、常識などに、「偏見」「決めつけ」「排除」の論理がある。

→ そのことに気づかない限り、私たちは全員、差別社会に生きている差別者、差別の加担者となってしまう。

#### ④ 部落差別は寝ていない

・ 「何を今さら…」と現実のギャップ

「生きるV」に掲載されている結婚差別は新潟県内の事例  
就職差別の実態（差別的な質問、書類）

いまだなくならない身元調査事件→何のために、戸籍、「身元」を問題にするのか？  
インターネット上の差別の現状

差別をなくすには

- ① 偏見や思い込み、決めつけに気づく(見抜く)
- ② 気づいたら、指摘、発信する(行動する)
- ③ 気づく仲間を増やす(つながる)

7 かかわる「同和」教育 ～教員が変わり、生徒が変わり、社会が変わる～

★2020 年度全国人権教育研究集会新潟大会(全人教)

→2021 年に延期(書面開催)

2021 年度新潟県同和教育研究集会(全人教県内レポート報告会)

→県内のレポート報告から学んだこと＝「教職員自身の変革」

「かかわる「同和」教育」とは

「差別の現実から深く学び、被差別の立場にある子どもや保護者、地域と深くかかわる」

こと。具体的には

- ① 家庭訪問などをして、子どもの生活実態に学ぼう
- ② 生徒、保護者と深くかかわり、差別の現実から学び教員自身の変革を

### 県同教が提起している「かかわる『同和』教育」

- (1) 被差別部落に入り、子どもや保護者、地域とかかわりながら、差別実態を真に把握する。
- (2) 家庭訪問を行う。
- (3) 目の前の子どもとかかわる。
- (4) 子どもの学力保障・進路保障に親身になって取り組む。



「かかわる『同和』教育」の実践 = 「差別をなくす」教育活動

教職員が

#### ① 偏見や思い込み、決めつけに気づく(見抜く)

目の前の子どもとかかわる、家庭訪問、職員研修、現地学習、被差別の立場の方の話を聞く……などなど → 差別実態を把握。差別の現実から気づきを得る。

→ 教職員自身の変革

#### ② 気づいたら、指摘、発信する(行動する)

学力保障、進路保障の取組、就職差別撤廃、部落問題学習、人権教育、同和教育の授業、学校の仕組みや制度を変える……。

#### ③ 気づく仲間を増やす(つながる)

教職員集団、生徒、保護者・家族、地域……。